5　固定資産税及び都市計画税
(一)　社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる者の細目を定めることとした。（第四九条の一一の二関係）
(二)　学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる者の細目を定めることとした。（第四九条の一二の二関係）
(三)　社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象資産の範囲に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産を追加することとした。（第四九条の一四関係）
(四)　国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に内閣府令で定める一定の事業の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた当該事業の実施に関する計画に基づき取得した当該事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）
(五)　都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）
(六)　耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置について、減額対象となる固定資産税額及び減額の上限の算定の基礎となる耐震改修に要した費用の額の算定方法の細目を定めることとした。（附則第一二条関係）
(七)　一般社団法人又は一般財団法人に移行した旧民法第三四条法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものに係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を廃止することとした。（附則第二三条関係）

6　事業所税
社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に対する非課税措置について、その対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第五六条の二六の五関係）

7　国民健康保険税
(一)　後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を一六万円（改正前一四万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を一四万円（改正前一二万円）に引き上げることとした。（第五六条の八八の二関係）
(二)　国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を四五万円（改正前三五万円）に引き上げることとした。（第五六条の八九関係）

8　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一三三号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係
特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法について所要の見直しを行うこととした。（附則第七条の四関係）

二　地方財政法施行令の一部改正関係
臨時財政対策債の発行可能年度を平成二六年度から平成二八年度までとすること等に伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第一〇条～第一九条関係）

三　災害対策基本法施行令の一部改正関係
地方消費税率の引上げによる地方消費税及び地方消費税交付金の増収分の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定について所要の見直しを行うこととした。（第四三条関係）

四　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正関係
臨時財政対策債の発行可能年度を平成二六年度から平成二八年度までとすること等に伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第四条～第七条関係）

五　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一三四号）（国土交通省）

一　奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正関係
奄美群島振興開発特別措置法第八条第二項第一号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とするものとすることとした。（第一条関係）
1　農林水産物の輸送に要する費用の低廉化に関する事業
2　農業の生産性の向上に関する事業
3　情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業
4　観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業
5　奄美群島の特性に応じた産業の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事業
6　航路及び航空路における人の往来に要する費用の低廉化に関する事業
7　1から6までに掲げるもののほか、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が当該事業を所管する大臣と協議して指定する事業

二　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正関係
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項第四号に規定する給付金として奄美群島振興開発特別措置法第九条第二項に規定する交付金を定めるものとすることとした。（第四条関係）

三　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律として奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法を定めるものとすることとした。（第七条関係）

四　総務省組織令の一部改正関係
自治行政局の所掌事務の特例の延長を行うものとすることとした。（第八条関係）

五　財務省組織令の一部改正関係
大臣官房等の所掌事務の特例の延長を行うものとすることとした。（第九条関係）

六　国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正関係
奄美群島振興開発基金分科会の設置期間の延長を行うものとすることとした。（第九条関係）

七　農林水産省組織令の一部改正関係
農村振興局の所掌事務の特例の延長を行うものとすることとした。（第一〇条関係）

八　国土交通省組織令の一部改正関係
国土政策局等の所掌事務の特例及び国土政策局特別地域振興官の設置期間の延長を行うものとすることとした。（第一一条関係）

九　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一三五号）（総務省）

1　過疎地域自立促進特別措置法（平成一二年法律第一五号。以下「法」という。）の過疎地域の要件として新たに追加された人口要件及び財政力要件に該当する市町村について、過疎地域の市町村から除かれる基準として法第二条第一項に規定する政令で定める金額は、四〇億円とすることとした。（第一条関係）

2　新たに追加された過疎地域の要件に係る沖縄の統計法により行われた国勢調査の結果による市町村人口は、法第二条第一項各号に規定する国勢調査の結果による市町村人口とみなすものとすることとした。（第二条関係）